

## 第 3 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 3 年 6 月 1 5 日提出

### I 件数 27 件

【内訳】議案 20 件 (条例関係 7 件、予算関係 2 件、その他 11 件)  
報告 7 件 (予算繰越関係 7 件)

### II 議案の要旨

#### 《条例関係》

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 議案第 5 2 号 | 南相馬市市民一体化復興促進基金条例の一部を改正する条例制定<br>について |
|-----------|---------------------------------------|

#### 【趣旨】

基金事業として実施している高速道路通行料金助成事業の助成対象期間を延長するに当たり、基金条例の有効期間を 1 年延長するため、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

##### 1 改正の概要

基金条例の失効規定を令和 4 年 3 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日に 1 年間延長するもの。(附則第 2 項関係)

##### 高速道路通行料金助成事業

旧避難指示区域等外の市民に対し、高速道路通行料金の一部を助成する高速道路通行料金助成事業を基金事業として実施している。

助成対象期間は令和 3 年 9 月 30 日までであるが、利用上限額に到達した者は令和 2 年 12 月分までの利用実績で 13.25% であることから、より多くの対象者が助成を利用できるよう助成対象期間を 1 年間延長し、令和 4 年 9 月 30 日までとするもの。

##### 2 施行日 公布の日

## 【趣旨】

東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、特例の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日へ延長するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

適用期限（対象資産の取得期限）の延長（第 2 条関係）  
平成 33 年 3 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日へ延長

## 2 固定資産税の課税免除の概要

## (1) 対象者

東日本大震災復興特別区域法第 4 条に基づく復興推進計画において認定された復興産業集積区域内において、市が指定した個人事業者又は法人

## (2) 対象資産

新設、又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

## (3) 課税免除期間

課税初年度から 5 年間

（固定資産税は、賦課期日が毎年 1 月 1 日であることから、対象資産の取得日の翌年(度)から課税対象となる。）

## 3 【参考】令和 3 年度課税分における課税免除額の内訳 (R3. 5. 25 時点)

| 事業者数 | 課税免除額（円） |            |             |             |
|------|----------|------------|-------------|-------------|
|      | 土地       | 家屋         | 償却資産        | 合計税額        |
| 21 社 | 68,318   | 11,376,992 | 297,121,590 | 308,566,900 |

※ 土地分：1 社 家屋分：7 社 償却資産分：17 社（重複あり）

## 4 施行日 公布の日（令和 3 年 4 月 1 日から適用）

## 【趣旨】

福島復興再生特別措置法第 2 6 条及び第 3 8 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、特例の適用期限を令和 8 年 3 月 3 1 日へ延長するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

適用期限（対象資産の取得期限）の延長（第 2 条・第 3 条関係）

平成 3 3 年 3 月 3 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日へ延長

## 2 固定資産税の課税免除の概要

## (1) 対象者

## ① 企業立地促進区域の場合

福島特措法施行規則第 3 条に基づく避難解除等区域復興再生推進事業を実施することについて、県の認定を受けた個人事業者又は法人

## ② 避難解除区域等の場合

避難指示の対象となった区域内に、平成 2 3 年 3 月 1 1 日において事業所が所在していたことについて県の確認を受けた個人事業者又は法人

## (2) 対象資産

新設、又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地

## (3) 課税免除期間

課税初年度から 5 年間

（固定資産税は、賦課期日が毎年 1 月 1 日であることから、対象資産の取得日の翌年（度）から課税対象となる。）

## (4) その他

対象資産の取得期間については、別途、避難指示解除日から 7 年を経過する日という制限あり

## 3 【参考】令和 3 年度課税分における課税免除額の内訳 (R3. 5. 25 時点)

| 事業者数    | 課税免除額（円） |              |               |               |
|---------|----------|--------------|---------------|---------------|
|         | 土地       | 家屋           | 償却資産          | 合計税額          |
| 1 2 0 社 | 116, 759 | 24, 326, 798 | 112, 456, 843 | 136, 900, 400 |

※ 土地分：4 社 家屋分：4 6 社 償却資産分：8 5 社（重複あり）

## 4 施行日 公布の日（令和 3 年 4 月 1 日から適用）

## 議案第55号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

子どものいる世帯の国民健康保険税の負担軽減を目的とした子どもの均等割額の免除及び新型コロナウイルス感染症対策としての国民健康保険税の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正概要

(1) 平成30年度から実施している国民健康保険の被保険者に係る子ども（18歳以下）の均等割免除措置について、令和3年度においても継続するもの。（附則第20項関係）

- ①対象 18歳到達後最初の3月31日までの間にある者の世帯主
- ②期間 令和3年度の1年間（南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の延長に併せ延長）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、令和3年度においても継続するもの。（附則第21項関係）

#### 減免の基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯（次の全てに該当する場合）
  - ア 令和3年中の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の3割以上（令和3年中の事業等の収入見込額が前年中の収入の7割以下）
  - イ 前年中の合計所得が1,000万円以下
  - ウ 減少する収入以外の前年の所得金額が400万円以下

#### 減免の対象とする国民健康保険税

令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用箇所を改めるもの。（附則第21項関係）

#### 2 施行日 公布の日（令和3年4月1日から適用）

## 議案第56号 南相馬市災害等遺児支援金支給条例制定について

### 【趣旨】

災害又は交通事故により、父母又は父母の一方を失った子どもの養育者に対して、遺児支援金を支給することにより、子どもの健全な育成及び福祉の向上を図るため、新たに条例を制定するもの。

### 【主な内容】

#### 1 制定概要

| 定める項目             | 条           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |
|-------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|-----------------|-------------|-------------------|-------------|------------------|-------------|
| 目的                | 第1条         | 災害又は交通事故により父母又は父母の一方を失った子どもの養育者に対して遺児支援金を支給することにより、子どもの健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |
| 支給を受ける者の要件等       | 第3条         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援金は、毎年1月1日現在で養育者であるものに対して支給する。</li><li>・ 養育者又は遺児が次のいずれかに該当するときは、支援金は支給しない。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 養子縁組により養父母を得たとき。</li><li>(2) 養育者である父又は母が結婚したとき。</li><li>(3) 遺児が死亡したとき。</li></ul></li></ul>                                                                                  |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |
| 支援金の額             | 第4条         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援金の額は、遺児1人につき、次のとおりとする。<table><tr><th>区分</th><th>支援金の額</th></tr><tr><td>0歳～6歳<br/>(未就学児)</td><td>年額 200,000円</td></tr><tr><td>7歳～15歳<br/>(小・中学生)</td><td>年額 300,000円</td></tr><tr><td>16歳～18歳<br/>(学生等)</td><td>年額 400,000円</td></tr></table></li><li>・ 年齢は、支給日の属する年の3月31日における満年齢とする。</li></ul> | 区分 | 支援金の額 | 0歳～6歳<br>(未就学児) | 年額 200,000円 | 7歳～15歳<br>(小・中学生) | 年額 300,000円 | 16歳～18歳<br>(学生等) | 年額 400,000円 |
| 区分                | 支援金の額       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |
| 0歳～6歳<br>(未就学児)   | 年額 200,000円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |
| 7歳～15歳<br>(小・中学生) | 年額 300,000円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |
| 16歳～18歳<br>(学生等)  | 年額 400,000円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |       |                 |             |                   |             |                  |             |

|         |     |                                                                                                                                                                                            |
|---------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請      | 第5条 | 養育者が、支援金の支給を受けようとするときは、申請書に支給要件の事実を証する書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。                                                                                                                      |
| 決定      | 第6条 | 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金の支給を決定するものとする。                                                                                                                                         |
| 支援金の返還等 | 第7条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、支援金の支給を受けた者が偽りその他不正があったと認めるときは、支援金の支給の決定を取消し、支給した金額の返還を命ずることができる。</li> <li>・市長は、要件を満たさない者が支援金の支給を受けたときは、支給した金額の一部又は全部の返還を命ずることができる。</li> </ul> |

## 2 関係例規の廃止

南相馬市交通遺児激励金支給条例（平成18年南相馬市条例第107号）は、廃止する。同条例の対象者は本条例に引継ぎ、令和3年度支給分から適用する。

## 3 施行日 公布の日

## 議案第 57 号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、法引用箇所を改めるほか、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正概要

##### (1) 法引用箇所の改正（附則第 5 項関係）

| 改正後                                                                          | 改正前                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症 |

##### (2) その他文言整理（第 5 条及び別表関係）

#### 2 施行日 公布の日

## 議案第58号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策としての保険料の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、令和3年度においても継続するもの（附則第18項、第19項関係）

##### 第1号被保険者の保険料減免基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第1号被保険者
  - ア 令和3年中の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の3割以上
  - イ 減少する収入以外の前年の所得合計額が400万円以下

##### 減免の対象とする保険料

減免の対象となる第1号被保険者の保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの。

- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用箇所を改めるもの。（附則第18項関係）

#### 2 施行日 公布の日（令和3年4月1日から適用）



《補正予算関係》

議案第 5 9 号      令和 3 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 6 0 号      令和 3 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

## 《その他》

### 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について

#### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 契 約 の 目 的   | 南相馬市スポーツセンター大規模改修機械設備工事               |
| 施 工 場 所     | 南相馬市原町区桜井町二丁目地内                       |
| 契 約 の 金 額   | 2 4 8, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）        |
| 工 期         | 契約締結日から令和 4 年 3 月 1 1 日まで             |
| 契 約 の 方 法   | 制限付き一般競争入札                            |
| 契 約 の 相 手 方 | 南相馬市原町区上渋佐字原田 1 8 9 番地<br>株式会社セントラル住設 |

#### 【予定価格】

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 予 定 価 格 | 2 5 3, 9 9 0, 0 0 0 円（消費税を含む。） |
| 落 札 率   | 9 7. 8 8 %                     |

#### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者       | 第 1 回入札額        | 第 2 回入札額 | 備 考 |
|-------------|-----------------|----------|-----|
| 株式会社セントラル住設 | 226, 000, 000 円 |          | 落札  |
| 伊藤冷機工業株式会社  | 226, 500, 000 円 |          |     |
| 恒栄総合設備株式会社  | 226, 500, 000 円 |          |     |
| 糸井熱機株式会社    | 227, 500, 000 円 |          |     |

#### 【工事概要】

構造：R C 造 一部 S 造 A = 6, 1 3 4 m<sup>2</sup> 主要用途：体育館

- |   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 館内空調設備工事   | 1 式 |
|   | アリーナ空調設備工事 | 1 式 |
|   | 観客席空調設備工事  | 1 式 |
| 2 | トイレ改修工事    | 1 式 |

【施工場所位置図】



## 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主要内容】

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 契 約 の 目 的   | 南相馬市スポーツセンター大規模改修電気設備工事                   |
| 施 工 場 所     | 南相馬市原町区桜井町二丁目地内                           |
| 契 約 の 金 額   | 1 4 2, 3 4 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）            |
| 工 期         | 契約締結日から令和 4 年 3 月 1 1 日まで                 |
| 契 約 の 方 法   | 制限付き一般競争入札                                |
| 契 約 の 相 手 方 | 南相馬市原町区上北高平字上北沢 1 6 1 番地の 6<br>株式会社青田電気商会 |

### 【予定価格】

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 予定価格 | 1 5 3, 8 9 0, 0 0 0 円（消費税を含む。） |
| 落札率  | 9 2. 4 9 %                     |

### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者              | 第 1 回入札額        | 第 2 回入札額 | 備 考 |
|--------------------|-----------------|----------|-----|
| 有限会社浪江電設<br>南相馬営業所 | 118, 000, 000 円 |          | 失格  |
| 株式会社ユアテック<br>相双営業所 | 128, 400, 000 円 |          | 失格  |
| 株式会社青田電気商会         | 129, 400, 000 円 |          | 落札  |
| 恒栄総合設備株式会社         | 132, 400, 000 円 |          |     |
| 株式会社でんきや           | 133, 400, 000 円 |          |     |
| 旭電気工事株式会社          | 133, 480, 000 円 |          |     |

### 【工事概要】

構造：R C 造 一部 S 造 A = 6, 1 3 4 m<sup>2</sup> 主要用途：体育館

- |   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 館内空調設備更新工事   | 1 式 |
| 2 | 照明 L E D 化工事 | 1 式 |
| 3 | トイレ改修工事      | 1 式 |
| 4 | 産廃処分費        | 1 式 |



【施工場所位置図】



## 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 契 約 の 目 的   | 社会資本整備総合交付金事業（復興）橋梁上部工（萱浜零線 2 号橋）工事 |
| 施 工 場 所     | 南相馬市原町区萱浜字南見谷地地内外                   |
| 契 約 の 金 額   | 1 8 1, 0 4 9, 0 0 0 円（消費税を含む。）      |
| 工 期         | 契約締結日から令和 4 年 3 月 1 7 日まで           |
| 契 約 の 方 法   | 制限付き一般競争入札                          |
| 契 約 の 相 手 方 | 福島市大町 7 番 2 5 号<br>株式会社ピーエス三菱 福島営業所 |

### 【予定価格】

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 予定価格 | 2 0 1, 4 6 3, 9 0 0 円（消費税を含む。） |
| 落札率  | 8 9. 8 7 %                     |

### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者                     | 第 1 回入札額        | 第 2 回入札額 | 備 考   |
|---------------------------|-----------------|----------|-------|
| 株式会社安部日鋼工業 福島営業所          | 163, 934, 000 円 |          | 失格    |
| 株式会社 I H I インフラ建設<br>東北支店 | 164, 587, 000 円 |          | 失格    |
| 川田建設株式会社 東北支店             | 164, 590, 000 円 |          | 抽選    |
| 株式会社日本ピーエス 東北支店           | 164, 590, 000 円 |          | 抽選    |
| 株式会社ピーエス三菱 福島営業所          | 164, 590, 000 円 |          | 抽選・落札 |
| オリエンタル白石株式会社<br>福島営業所     | 164, 592, 000 円 |          |       |
| 東日本コンクリート株式会社<br>福島営業所    | 164, 729, 000 円 |          |       |
| 株式会社富士ピー・エス<br>福島営業所      | 167, 597, 000 円 |          |       |



### 【工事概要】

橋梁上部工工事 1. 0 式

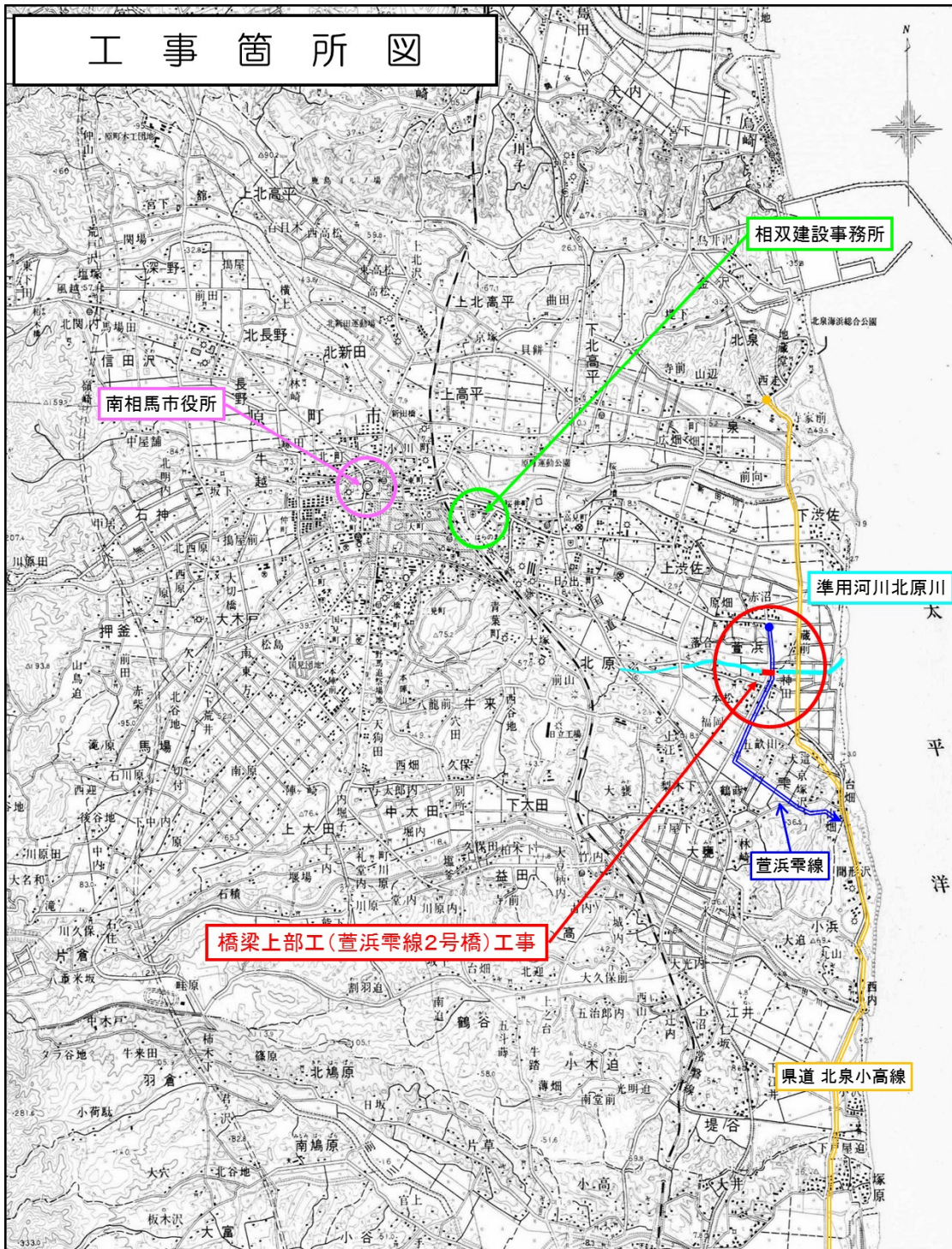
橋長 31.700 m

支間長 30.800m

有効幅員 10.000m

上部工形式：P C単純ポストテンション中空床版橋セグメント桁

【施工場所位置図】



## 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主要内容】

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 契 約 の 目 的   | 小高園芸団地地域営農支援施設整備事業（飯崎・大田和）建設（第 1 期）工事 |
| 施 工 場 所     | 南相馬市小高区飯崎字南原地内外                       |
| 契 約 の 金 額   | 1, 0 5 7, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）     |
| 工 期         | 契約締結日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで             |
| 契 約 の 方 法   | 制限付き一般競争入札                            |
| 契 約 の 相 手 方 | 兵庫県尼崎市浜一丁目 1 番 1 号<br>クボタアグリサービス株式会社  |

### 【予定価格】

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 予定価格 | 1, 1 3 1, 8 0 5, 4 0 0 円（消費税を含む。） |
| 落札率  | 9 3. 4 0 %                        |

### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者            | 第 1 回入札額        | 第 2 回入札額 | 備 考 |
|------------------|-----------------|----------|-----|
| クボタアグリサービス株式会社   | 961, 000, 000 円 |          | 落札  |
| ヤンマーグリーンシステム株式会社 | 962, 300, 000 円 |          |     |

### 【工事概要】

小高園芸団地地域営農支援施設新築

育苗・集出荷施設 1 棟

・鉄骨造 2 階建て 延床面積 1, 8 2 0. 1 3 m<sup>2</sup>

鉄骨ハウス 6 棟

・鉄骨造 平屋建て 合計延床面積 1, 3 4 0. 3 4 m<sup>2</sup>

施設付帯設備工事、プラント設備工事、建物周囲外構工事



【施工場所位置図】



## 議案第 6 5 号 財産の取得について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主要内容】

|                |                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 取 得 の 目 的      | 南相馬市消防団消防自動車（ポンプ車及びタンク車）購入                                   |
| 取得する動産<br>及び数量 | 消防ポンプ自動車 2 台（モリタ社製 CD－I 型）<br>消防水槽付きポンプ自動車 1 台（モリタ社製 CD－I 型） |
| 取 得 金 額        | 7 0, 3 7 8, 0 0 0 円                                          |
| 取 得 の 方 法      | 指名競争入札による買入れ                                                 |
| 納 期            | 契約締結日から令和 4 年 3 月 4 日まで                                      |
| 取得の相手方         | 福島市五月町 8 番 3 7 号<br>福島消防資材株式会社                               |

### 【予定価格】

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 予 定 価 格 | 7 1, 4 6 1, 0 6 0 円（消費税を含む。） |
| 落 札 率   | 9 8. 4 8 %                   |

### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者                  | 第 1 回入札額       | 第 2 回入札額 | 備 考 |
|------------------------|----------------|----------|-----|
| 福島消防資材株式会社             | 63, 980, 000 円 |          | 落札  |
| 株式会社磐水社                | 64, 100, 000 円 |          |     |
| 東部産業株式会社自動車部           | 65, 500, 000 円 |          |     |
| 日本ドライケミカル株式会社<br>福島営業所 | 68, 500, 000 円 |          |     |

## 議案第 66 号 財産の取得について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 取 得 の 目 的   | 放射線量測定器購入                             |
| 取得する動産及び数量  | 高機能積算線量計（富士電機株式会社製 DOSE e）<br>360 台   |
| 取 得 金 額     | 31,521,600 円                          |
| 取 得 の 方 法   | 随意契約による買入れ                            |
| 納 期         | 契約締結日から令和 3 年 12 月 28 日まで             |
| 取 得 の 相 手 方 | 南相馬市原町区錦町一丁目 154 番地<br>エスジェイビ有限責任事業組合 |

### 【予定価格】

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 予 定 価 格 | 31,680,000 円（消費税を含む。） |
| 落 札 率   | 99.50%                |

### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者          | 第 1 回入札額     | 第 2 回入札額 | 備 考 |
|----------------|--------------|----------|-----|
| エスジェイビ有限責任事業組合 | 28,656,000 円 |          | 落札  |

## 議案第 67 号 財産の取得について

### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

|                |                                             |
|----------------|---------------------------------------------|
| 取 得 の 目 的      | 令和 3 年度被災地域農業復興総合支援事業<br>農業用機械購入その 1        |
| 取得する動産及び<br>数量 | トラクターなど 20 台                                |
| 取 得 金 額        | 197,978,000 円                               |
| 取 得 の 方 法      | 指名競争入札による買入れ                                |
| 納 期            | 契約締結日から令和 3 年 9 月 30 日まで                    |
| 取 得 の 相 手 方    | 南相馬市原町区高見町一丁目 123 番地の 3<br>株式会社南東北クボタ 原町営業所 |

### 【予定価格】

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 予 定 価 格 | 235,406,710 円（消費税を含む。） |
| 落 札 率   | 84.10%                 |

### 【入札結果】

（消費税別）

| 入 札 者                                | 第 1 回入札額      | 第 2 回入札額 | 備 考 |
|--------------------------------------|---------------|----------|-----|
| 株式会社南東北クボタ<br>原町営業所                  | 179,980,000 円 |          | 落札  |
| 株式会社 J A ふくしま未<br>来サービス 原町農機セ<br>ンター | 185,700,000 円 |          |     |

### 【購入明細書】

31 ページから 32 ページまでに記載

## 議案第 68号 訴えの提起について

### 【趣旨】

南相馬市鹿島区西町二丁目120番及び、南相馬市鹿島区西町三丁目101番の土地を取得するための訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### （１）事件名

共有物分割請求事件（他の共有者から買い取りをする裁判）

#### （２）当事者

原告 南相馬市

被告 共有地の相続人113人（令和3年3月31日現在）

※相続人（被告）については、訴訟開始後も継続して確認を行うため、裁判が結審するまで確定人数とならない。

#### （３）訴えの趣旨

昭和40年初期に真野川の河川改修と並行し、鹿島町土地区画整理事業を実施した際、土地交換を行い、共有地を1か所に集めた。

町は、遅くとも昭和51年から当該土地（鹿島区西町二丁目120番）の地権者らと協議を続けたが、協議の結果、全ての地権者との間で契約を締結するに至ったのか現存する資料からは明らかでない。

市は、令和2年4月に鹿島第1及び第2デイサービスセンターを南相馬市社会福祉協議会に無償譲渡した。これに伴い、当該土地について法的な措置を講じ、市が正式に取得するため、共有物分割請求を行うものである。

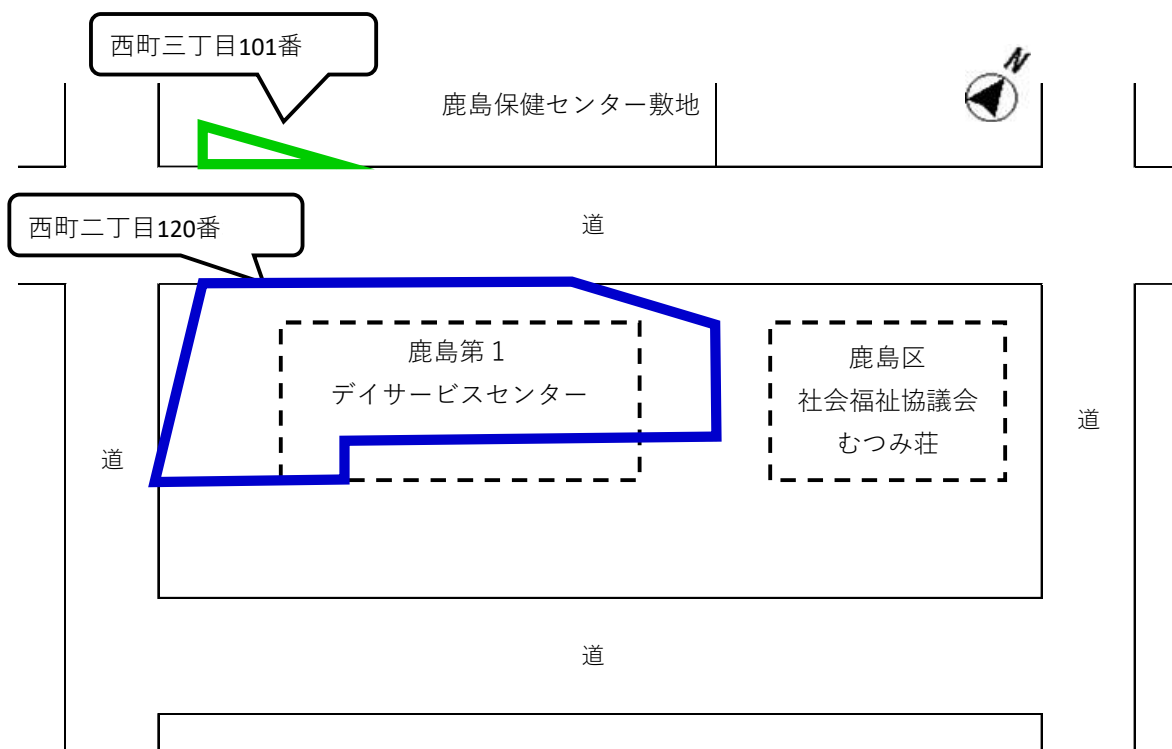
また、鹿島保健センター底地の一部にも未整理共有地（鹿島区西町三丁目101番）が存在しており、鹿島区西町二丁目120番と同様の地権者であることから、今回の訴訟と一括で行うものである。

#### （４）本件に関する取扱い

- ・ 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- ・ 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とする。



(5) 位置図等



| 地 番              | 面積                   | 所有者                        | 用 途                    |
|------------------|----------------------|----------------------------|------------------------|
| 鹿島区西町二丁目 1 2 0 番 | 1,063 m <sup>2</sup> | 鹿島町 ほか 11 名<br>(市持分 16/27) | 第 1 デイサービスセンター<br>建物底地 |
| 鹿島区西町三丁目 1 0 1 番 | 43 m <sup>2</sup>    | 鹿島町 ほか 11 名<br>(市持分 16/27) | 鹿島保健センター駐車場            |

## 議案第 69号 訴えの提起について

### 【趣旨】

南相馬市鹿島区西町二丁目 1 1 5 番の土地を取得するための訴えを提起するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### (1) 事件名

時効取得に基づく移転登記手続請求事件

※民法 1 6 2 条 1 項「2 0 年間、占有者が所有の意思を持って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」

#### (2) 当事者

原告 南相馬市

被告 共有者 2 7 名（登記受付日明治 3 9 年 1 1 月 1 3 日時点）

※被告（相続人）については、訴訟開始後も継続して確認を行うため、裁判が結審するまで確定人数とならない。

#### (3) 訴えの趣旨

昭和 4 0 年初期に真野川の河川改修と並行し、鹿島町土地区画整理事業を実施した際、土地交換を行い、共有地を 1 か所に集めた。

当該土地（鹿島区西町二丁目 1 1 5 番）について、町と地権者との間でどのような協議がなされ、協議の結果全ての地権者との間で契約を締結するに至ったのか現存する資料からは明らかでない。

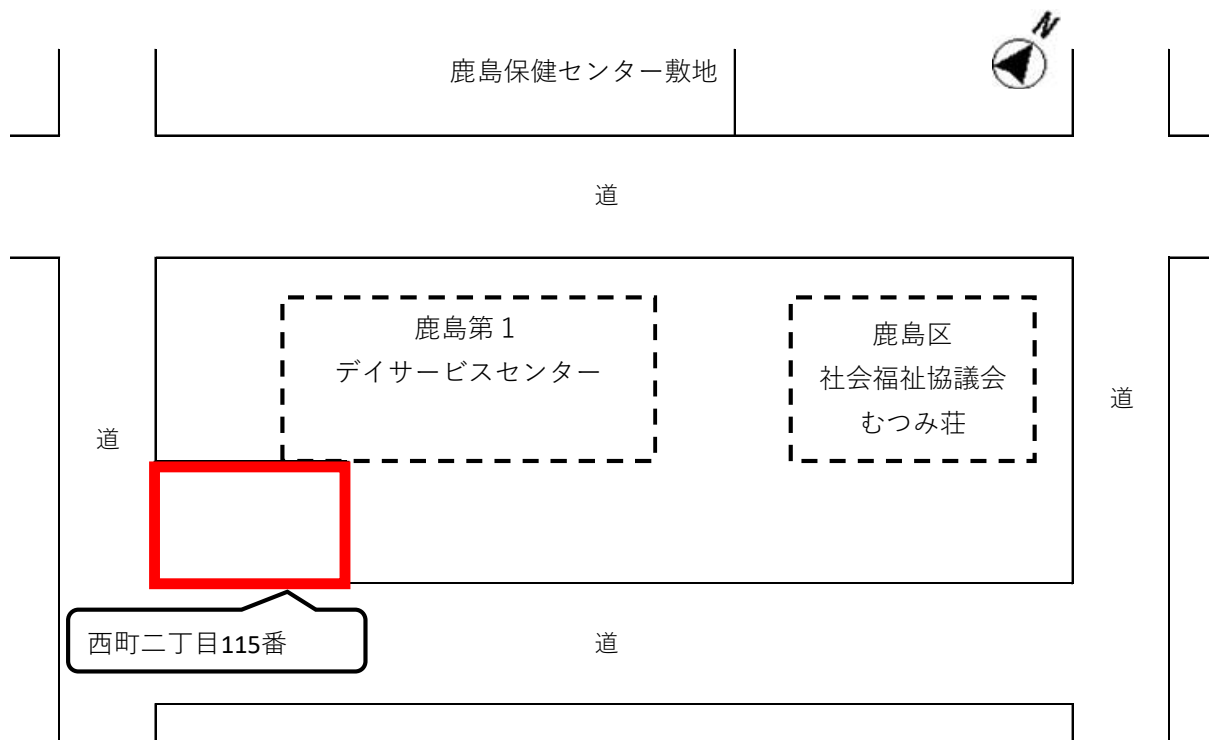
しかし、1 1 5 番上には、建物は建てていないものの、駐車場や柵を整備し、デイサービスセンター施設の敷地として 2 0 年以上占有している状態で現在に至っている。

市は、令和 2 年 4 月に鹿島第 1 及び第 2 デイサービスセンターを南相馬市社会福祉協議会に無償譲渡した。これに伴い、当該土地について、法的な措置を講じ、市が正式に取得するため、時効取得に基づく移転登記手続請求を行うものである。

#### (4) 本件に関する取扱い

- ・ 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- ・ 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とする。

(5) 位置図等



| 地 番              | 面積                 | 所有者          | 用 途                |
|------------------|--------------------|--------------|--------------------|
| 鹿島区西町二丁目 1 1 5 番 | 464 m <sup>2</sup> | 27 名 (市持分ゼロ) | 第 1 デイサービスセンター 駐車場 |

## 議案第 70 号 和解について

### 【趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償を求めるあっせんの申立てについて和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 和解する相手方

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社

#### 2 事件の概要

平成 23 年度及び平成 24 年度に発生した損害に係る賠償請求のうち、相手方が支払いに合意しない額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を求め、同センターから和解案の提示があったもの。

#### 3 和解の内容

- (1) 別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばない。
- (2) 相手方は市に対し、損害賠償金 54,075,000 円を支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

## 別紙

| 損害項目 |                            | 期間                                   | 金額             |
|------|----------------------------|--------------------------------------|----------------|
| 1    | サテライトかしま場外車券場交付金           | 平成 23 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 | 52, 500, 000 円 |
| 2    | 戦略的企業訪問費用                  | 平成 23 年 4 月 1 日<br>～平成 24 年 3 月 31 日 |                |
| 3    | ダム管理費受益者分担金                | 平成 23 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 4    | 自動車駐車場駐車料金（駅前）             | 平成 23 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 5    | 自動車駐車場駐車料金（図書館）            | 平成 23 年 4 月 1 日<br>～平成 24 年 3 月 31 日 |                |
| 6    | 障がい者自立支援給付費用               | 平成 23 年 4 月 1 日<br>～平成 24 年 3 月 31 日 |                |
| 7    | 公園維持管理費用                   | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 8    | 職員健康管理費用                   | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 9    | 放射線の健康影響等に関する研修会<br>参加旅費   | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 10   | 放射線健康リスク管理のための研修<br>会等参加旅費 | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 11   | 関係機関との調整等に要した費用            | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 12   | 資料送付の郵送費用                  | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 13   | 市外避難者支援に要した費用              | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 14   | 複式学級講師の人件費                 | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 15   | 相馬野馬追事業補助費用                | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 16   | 小学校遊具整備費用                  | 平成 24 年 4 月 1 日<br>～平成 25 年 3 月 31 日 |                |
| 17   | 弁護士費用                      |                                      | 1, 575, 000 円  |
| 合計金額 |                            |                                      | 54, 075, 000 円 |

## 議案第 7 1 号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について

### 【趣旨】

旧相馬地方広域市町村圏組合市町村で負担することとしていた負担割合の経過措置が、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって終了したことにより、その期限を確定するとともに、組合規約を左横書きとする規約変更を行うため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正内容（附則及び改正附則関係）

- (1) 南相馬市の合併から 1 5 年が経過し、当分の間、旧組合市町村で負担することとしていた負担割合の経過措置が、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって終了したことにより、その期限を確定する。

相馬地方広域市町村圏組合の負担金割合については、合併から平成 2 7 年度までの 1 0 年間においては「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく地方交付税にかかる特例期間、平成 2 8 年度から令和 2 年度までの 5 年間においては激変緩和期間として、経過措置がとられてきた。

激変緩和のイメージ（均等割負担金）

| 南相馬市                                                                                                                                           |       |       | 相馬市                                                                                         | 新地町   | 飯舘村   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 1 / 6                                                                                                                                          | 1 / 6 | 1 / 6 | 1 / 6                                                                                       | 1 / 6 | 1 / 6 |
| <div> <div>激変緩和期間（合併算定替調整期間）</div> <div> H 2 8 ⇒ 0 . 9<br/> H 2 9 ⇒ 0 . 7<br/> H 3 0 ⇒ 0 . 5<br/> H 3 1 ⇒ 0 . 3<br/> R 2 ⇒ 0 . 1 </div> </div> |       |       | <div> <div>合併算定替縮減率</div> <div>（平成 2 7 年度までを 1 とした場合）</div> <div>⇒ R 3 は「0」となる</div> </div> |       |       |
|                                                                                                                                                |       |       |                                                                                             |       |       |
|                                                                                                                                                |       |       |                                                                                             |       |       |
|                                                                                                                                                |       |       |                                                                                             |       |       |
|                                                                                                                                                |       |       |                                                                                             |       |       |
| 南相馬市                                                                                                                                           | 相馬市   | 新地町   | 飯舘村                                                                                         |       |       |
| 1 / 4                                                                                                                                          | 1 / 4 | 1 / 4 | 1 / 4                                                                                       |       |       |

基準財政需要額による負担金についても、「合併算定替適用額」がなくなり本来の基準財政需要額による負担割合となる。

- (2) 組合規約を左横書きとする。

#### 2 施行日 福島県知事の許可のあった日（令和 3 年 4 月 1 日から適用）



## 《 報 告 》

### 報告第 3 号      令和 2 年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 2 年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和 3 年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

#### 【主な内容】

繰越事業    一般廃棄物処理基本計画改定事業ほか    （全 9 事業）

繰 越 額    3,929,165,146 円

### 報告第 4 号      令和 2 年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 3 年度へ繰り越したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

#### 【主な内容】

繰越事業    市民一体感醸成事業ほか    （全 4 2 事業）

繰 越 額    6,663,019,562 円

### 報告第 5 号      令和 2 年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

#### 【趣旨】

地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により、令和 2 年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和 3 年度へ事故繰越しをしたので報告するもの。

#### 【主な内容】

繰越事業    令和元年度台風 1 9 号等災害対応事業ほか    （全 6 事業）

繰 越 額    882,950,100 円

**報告第 6 号****令和 2 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の通次繰越しの報告について****【趣旨】**

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 2 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、令和 3 年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 渋佐・萱浜工業用地造成事業

繰越額 774,366,514 円

**報告第 7 号****令和 2 年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定により、令和 2 年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和 3 年度へ繰り越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 原水設備事業ほか （全 3 事業）

繰越額 152,806,000 円

**報告第 8 号****令和 2 年度南相馬市病院事業会計継続費の通次繰越しの報告について****【趣旨】**

地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年度南相馬市病院事業会計予算の継続費のうちから、令和 3 年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 小高診療所整備事業

繰越額 31,900,000 円

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| <b>報告第 9 号</b> | <b>令和 2 年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について</b> |
|----------------|---------------------------------------|

**【趣旨】**

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 2 年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和 3 年度へ繰り越しをしたので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 管渠整備事業ほか （全 2 事業）

繰越額 583,520,000 円

令和3年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1 明細書

| No | 機種名                    | 型式等              |                       | 数量 |
|----|------------------------|------------------|-----------------------|----|
| 1  | トラクター                  | NEW HOLLAND      | T6.180AC              | 1  |
| 2  | 自脱型コンバイン               | 株式会社クボタ          | DR6130SX-PFQW-C       | 1  |
| 3  | 普通型コンバイン               | 株式会社クボタ          | WRH1200-2.6W          | 1  |
| 4  | パワーハロー<br>(アタッチメント)    | MASCHIO          | FC4000P               | 1  |
| 5  | 真空播種機<br>(アタッチメント)     | GASPARDO         | MTRE300IST            | 1  |
| 6  | ブロードキャスター<br>(アタッチメント) | KUHN             | AXIS40.2M-EMC<br>WPRO | 1  |
| 7  | マニユアスプレッダ<br>(アタッチメント) | NEW HOLLAND      | NH185C                | 1  |
| 8  | スーパーテッド<br>(アタッチメント)   | Teagle           | SuperTed221           | 1  |
| 9  | プランター<br>(アタッチメント)     | 合資会社田端農機具<br>製作所 | TEB-4TD               | 1  |
| 10 | 乾燥機                    | 金子農機株式会社 他       | KWH650XN5 他           | 1  |
| 11 | 自脱型コンバイン               | 株式会社クボタ          | DR595SX-PFQW-C        | 1  |
| 12 | 真空播種機<br>(アタッチメント)     | スガノ農機株式会社        | W42AB                 | 1  |
| 13 | 自脱型コンバイン               | ヤンマー株式会社         | YH6115QXJPUI          | 1  |
| 14 | 自脱型コンバイン               | ヤンマー株式会社         | YH6115QXJPUI          | 1  |
| 15 | 普通型コンバイン               | ヤンマー株式会社         | YH400GQWES            | 1  |
| 16 | 自脱型コンバイン               | 株式会社クボタ          | DR6130SX-PFQW-C       | 1  |
| 17 | 自脱型コンバイン               | 株式会社クボタ          | DR6115SX-PFQW-C       | 1  |
| 18 | 自脱型コンバイン               | 井関農機株式会社         | HJ6115GZCAPLHW        | 1  |

| No  | 機種名                | 型式等      |             | 数量  |
|-----|--------------------|----------|-------------|-----|
| 19  | 普通型コンバイン           | 井関農機株式会社 | HC403GZCRSW | 1   |
| 20  | ロータリー<br>(アタッチメント) | 松山株式会社   | SKS2200-4SD | 1   |
| 合 計 |                    |          |             | 2 0 |